

# 当座預金

2022年11月1日現在

商品名(愛称)		当座預金
販売対象等	<ul style="list-style-type: none"><li>法人、個人のお客さま</li><li>広く商取引に関わる営業性資金の決済を目的とし、お客さまが小切手・手形を振り出すことにより資金を決済する口座です。</li></ul> ※お取引のお申し込みの際は、当庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によりましては、ご要望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。	
期間	・期間の定めはありません。	
預入	(1) 預入方法	・随時お預け入れいただけます。
	(2) 預入金額	・1円以上
	(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	・随時払い戻しいたします。(小切手・手形の振り出し、口座振替等による)	
利息	・お利息はつきません。	
税金	・お利息がつかないので税金はかかりません。	
付加できる特約事項	・別途、当座貸越契約を結ぶことにより、預金残高を超える払戻しについて当座貸越としてご融資いたします。	
中途解約時の取扱	—————	
手数料	・口座開設および手形用紙、小切手用紙の発行について当金庫が定める手数料をいただきます。(詳しくは、店頭にお問合せいただくか当金庫ホームページをご覧ください。)	
苦情処理措置	・本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話：0770-22-9433)、苦情等は、営業店または総務部(9時～17時、電話：0770-22-9430)にお申し出ください。	
紛争解決措置	・福井弁護士会(電話：0776-23-5255)、金沢弁護士会(電話：076-221-0242)、富山県弁護士会(電話：076-421-4811)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>預金保険制度の付保対象預金であり、全額保護されます。</li><li>6ヶ月以内に2回不渡りとなった場合、手形交換所規則により以後2年間にわたり金融機関との当座・融資取引が禁止されます。</li><li>預金保険制度について、詳しくはポスターおよび店舗備え付けのパンフレットをご覧ください。</li></ul>	